

固定資産税について

税務課 課税係（1番・2番窓口）
☎ 64-1106

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税されます。正確な課税を行うためにも、土地、家屋、償却資産について、下記のとおり変更などがある場合は税務課までお知らせください。

◆土地の用途変更など

住宅の敷地には、特例として税負担を軽減する制度があります。事務所・店舗を改装し住宅として使用する場合や、住宅を住宅以外の用途に使用する場合には、あらかじめお知らせください。

◆家屋の新增築、取り壊しなど

家屋の取り壊しや、新築・増築・改築などを行った場合はお知らせください。新築住宅が長期優良住宅の場合は、別途申請が必要となります。

耐震やバリアフリー、省エネのための改修工事を行った場合も、一定の要件を満たしていれば、申告により固定資産税が減額されることがあります。

◆償却資産（事業用資産）の申告について

償却資産の所有者には、地方税法第383条（固定資産の申告）により毎年申告する**義務**があります。（※前回の申告から内容が変わっていない方も申告しなければなりません。）

償却資産の所有者が亡くなられ相続等で事業を引き継いでいる場合や廃業された場合もその旨の申告が必要となります。

◆申告の方法

平成28年度の申告をしていただいた方については、平成28年12月中旬までに申告書の送付を予定しています。平成29年度分は、**平成29年1月31日（火）までに申告してください**。新たに申告義務が発生するなどの理由で申告書が届かない人は、申告書一式をお送りしますので、お手数

ですが税務課までご連絡をお願いします。

また、法令等で定める特例の認可を受けている場合は、申告書と併せてその旨を証明する書類を添付して申告してください。

▶償却資産とは？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。（ただし、土地や家屋、自動車を除きます。）

▶償却資産の対象となるもの（例）

こちらは、あくまで一例ですので、業種により他にも償却資産があります。

飲食店	厨房設備 レジスター カラオケセット 冷蔵庫など
小売店	商品陳列ケース 冷蔵庫 自動販売機 冷蔵ストッカーなど
理容業 ・ 美容業	理・美容椅子 洗面設備 タオル蒸し器 サインポールなど
医院	ベッド 手術台 X線装置 調剤機器など
農業	ビニールハウス 電動機 スプリンクラー 選果機など
漁業	漁船 魚群探知機 無線機 漁具など

湯浅税務署からのお知らせ

お問合わせ 湯浅税務署
☎ 63-5351

湯浅税務署では、**平成29年2月16日（木）**から申告会場を開設します。2月15日以前につきましては、通常窓口での対応となりますので、混雑状況によっては長時間お待ちいただくことがございます。

相談受付は**16時まで**ですので、なるべくお早めにお越しください。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受付を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。

また、開設日初日や確定申告期限（3月15日）間際は、大変混雑することが予想されます。